

近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と 果物組合の成立

——瀬戸田町生口果物組合を素材として——

落 合 功

(受付 2003年10月14日)

はじめに

広島県瀬戸田町、高根島と生口島の大部分を有する同町は、柑橘業を基幹産業としている。瀬戸内海島嶼部は、海岸線より急傾斜の丘や山林で形成されている。この立地条件のために水稻稲作は不適であり、近世では甘藷や製塩業が基幹産業であった。このため、近代以降、付加価値の高い果樹栽培の育成が注目されたのである。当初は葡萄生産に熱い眼差しが向けられた。島内の有力者が出資し、瀬戸田町内の黒田次六が社長となり、大日本葡萄会社が設立されたのである。しかし、結局うまくいかず、明治26年(1893)には大日本葡萄会社は解散する¹⁾。

「みかんの島」として知られる同島が、本格的に柑橘業が展開するようになったのは、1880年代になってからのことである。明治16年(1883)に広島県勸業課長十文字新介が、夏橙の栽培を奨励したことが嚆矢といわれる。当時、生口島は葡萄株式会社の設立が行われたものの失敗し、新たな果樹栽培として柑橘が期待されていた。当初、能勢七郎、和気善次郎、能勢禎一郎の三名が山口県から苗木を購入し、栽培に成功して以来、他の人々も果樹栽培に参加するようになり、島内各地で育成が進むことになったのである。その後、1910年代に夏橙を中心に温州、ネーブル以外にも、

1) 「有限責任 大日本葡萄会社定款」他(能勢家文書)「果樹栽培の沿革」(『広島県農業発達史』第2巻、1962年)

桃、梨などの育成が急速に増加した²⁾。

瀬戸田町（生口島）の産地形成の背景には、立地条件があげられる。島嶼の急斜面を利用することで、果樹育成に必要な日照が確保されたのである。さらに、暖流の恩恵により、気候は温暖で、土壌も花崗岩系砂質壤土に属していることから、優秀な品質の蜜柑が生産されたのである³⁾。

「みかんの島」=産地化形成の要素は、この様な立地条件、自然条件にも恵まれたことは当然であるが、その一方で、産地化形成に向けた多くの取り組みがなされたことも忘れてはならないことであろう。最近では、昭和39年（1964）から始まる農業構造改善事業を実施し⁴⁾、離島として孤立していた島を、柑橘の一元出荷を実現し、産地形成を実現した。こうした事例は、生口島にかぎらず、大崎下島での大長蜜柑など、島嶼部に展開する柑橘産業の育成を考える上で重要な視点といえるだろう。

この農業構造改善事業は、農業協同組合（以下、農協と略す）の主導のもとで実施されたものである。昨今、農協に対する見直しや批判が多く指摘されるが⁵⁾、地方の農業を考える上で農協の果してきた歴史的役割は、この農業構造改善事業の実施に限らず大きいし、また、この点について明らかにしていく必要があるだろう。

生口果物組合は、明治45年（1912）に、果樹の栽培改善だけでなく、生産物の共同販売を目的として結成された。現在の農協とは組織的にも性格が異なるものであるが、生口果物組合の結成は各農園個々で行われた生産活動が、果物組合主導による出荷へと転換するきっかけになったものとして重要な意味があるといえるだろう。これまで農協の前身を議論する場合、農会、農業会を取り上げることが多かった。この点、本論は、果物組合という特産品を取り扱う組合を素材とし、戦前の活動を検討したい。以上の

2) 「果樹栽培の沿革」(『広島県農業発達史』第2巻, 1962年)

3) 『瀬戸田町史 通史編』(近刊予定)

4) 『瀬戸田町史 地理編』(2003年3月)

5) 立花隆『農協』(朝日文庫, 1984年) など

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立
点を踏まえつつ、本論は、明治45年に組織された生口果物組合の活動を明らかにし、その意味を検討することが目的である⁶⁾。

一、生口果樹栽培研究所の設立

生口果物組合が結成される二年前、その前身として生口果樹栽培研究所が明治42年（1909）に設立された。生口果樹栽培研究所について、「設置規約書」を参照すると⁷⁾、果樹栽培研究を目的として、瀬戸田町農会、高根島村農会、西生口村農会、南生口村農会、東生口村農会、名荷村農会、北生口村農会、鷺浦村農会の八つの農会が連合して設置したものである。事務所は北生口村農会に設置した。この生口果樹栽培研究所について、〈表1〉の収支決算書および予算書を参照してみよう。同表を参照すると、負担は関係町村農会が分担金を支払う形で行われており、それに県や郡の補助金が若干加算され運営資金となっている。

また、当初予定していた予算と比べると、実際得られた収入は少額であり、期待したほどの活動がなされたとは言い難い。当初予算に収入として予定していた果実の収入分は、果樹園借上料の代替えとして地主に接收されている。借上料は21円から54円と高額であった。また、〈表1〉を概観しても、飼育の雇人への支払について、「定農夫一人一ヶ月七円ノモノ七ヶ月分此金四十九円、臨時農夫一反歩ニ付三十人、女四十人ニシテ三反歩、但一日賃銭男三十五銭女二十四銭、其金六十円三十銭」と⁸⁾、農夫を恒常的に一人雇うだけでなく、臨時農夫を雇い入れている。このように、人件費が研究所における支出の大きなウエートを占めていた。

6) 本論は主として能勢家文書を参照することになるが、同史料については、これまで資料紹介がなされてきている。土井作治、岡嶋隆三「生口果物組合『明治45年日誌帳』」（『岡山商大論叢』（岡山商科大学）第37巻第2号，2001年）「生口果物組合における政策決定の展開」（『岡山商大論叢』（岡山商科大学）第37巻第3号，2002年）

7) 生口果樹栽培所「明治四十一年 会議書類」（能勢家文書）

8) 生口果樹栽培所「明治四十一年 会議書類」（能勢家文書）

表1 生口果樹栽培研究所収支決算・予算報告

(単位 円)

			明治43年度		明治44年度		
			予算	決算	予算	決算	
収入	関係町村負担	高根島村農会長	137.600	100.000	174.000	150.000	
		東生口村農会長		10.000		13.500	
		西生口村農会長		10.000		9.000	
		瀬戸田町農会長		17.000		24.000	
		鷺浦村農会長		12.000		16.500	
		北生口村農会長		10.000		12.000	
		名荷村農会長		21.000		50.250	
		南生口村農会長		10.000		14.250	
		果実収入		112.500			10.500
		県補助		20.000		225.000	32.535
	郡補助	40.000	50.000	25.000			
	郡補助		50.000	50.000			
	前年度繰越金		10.000	25.875			
	収入合計		310.100	155.000	499.000	283.410	
支出	病虫害防除費	15.000	14.840	50.000	4.165		
	肥料費	52.800	8.527	88.000	18.105		
	備人料	109.300	56.771	184.500	75.372		
	果樹園借上料	87.000	21.000	136.000	4.600		
	雑費	46.000	27.987	40.500	30.879		
	苗木費				29.975		
	支出合計		310.100	129.125	499.000	213.096	

明治42年 生口果樹栽培所「会議書類」(能勢家文書)

生口果樹栽培所について、明治44年(1911)における「日誌」を抄録したく表2>を参照しよう。同表を参照すると、桃、梨、柑橘、葡萄などの剪定や苗の植付け、さらには肥料調合法など各種調査が行われている。たとえば、3月21日の項を参照すると、柑橘の肥料について三種に分けて試験が行われており、最も適当な肥料を調査している。また、虎班病などに対しても予防実験が行われており、果樹育成に向けた様々な実験を独自に行っている。こうした中、各果樹に対する剪定作業や虫取り作業が試験場の仕事であったが、柑橘類に対しては諸肥料による実験が行われている。もちろん、果樹栽培講習会を開催するなどの啓蒙活動も展開されている⁹⁾。

また、出張員は、広島県立農事試験場の技手(高場節吾)や豊田郡農場

9) 生口果樹栽培所「明治四十四年 日誌」(能勢家文書)

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

表2 生口果樹栽培研究所の活動(抄録)

1月8日	果樹栽培講話会の開催、葡萄苗の仮植え作業
1月9日	ネーブルの接取作業、日焼病、虎斑病の調査
1月10日	梨の剪定作業、石灰硫黄肥料調査
1月11日	桃園の剪定作業
1月12日	ネーブル貯蔵試験、梨の剪定作業
1月13日	沢の桃剪定作業
1月17日	桃の剪定、介穀虫のすり落とし作業
1月18日	肥料運搬
1月19日	石灰硫黄介剤の調査、沢の桃を予防
1月20日	桃の介穀虫のすり落とし作業
1月21日	石灰硫黄介剤の調査、桃の虫を洗い予防
1月22日	肥料を粉末とし、水肥を施す
1月23日	梨苗植付の準備作業
1月24日	和梨苗植え付け作業、24車(大豆粕)
2月1日	梨介穀虫予防、郡農会委託試験、油製(石油乳剤、松晴合剤、硫黄石鹸)
2月3日	梨の剪定作業
2月5日	梨の苗木植え付け作業
2月6日	住宅の糞尿を柑橘に施す、午後梨の植え付け作業
2月7日	梨植床の調査、午後梨の剪定作業
2月10日	午後柑橘の草取り作業
2月11日	柑橘、草取り作業
2月13日	果樹栽培講習会の実施
2月16日	石灰硫黄の調製
2月19日	肥料運搬
2月22日	梨苗を植付け作業
2月23日	梨柿仮植え作業
2月24日	葡萄苗植付け作業、午後梨柿仮植え作業
2月25日	肥料運搬、午後桃苗仮植え作業
2月26日	梨の剪定作業
3月2日	葡萄苗植付け作業、午後梨の肥料を施す(大豆粕750個、過磷酸100匁宛)
3月4日	梨肥料を施す、午後梨の予防、委託試験
3月5日	梨の介穀虫委託試験、苗木へ薬を敷く
3月8日	梨桃薬の上、土を覆い梨の予防、石灰硫黄介剤
3月9日	梨の予防、午後石灰硫黄介剤の油製、柑橘の剪定作業
3月10日	桃園の介穀虫をすり落とし作業
3月11日	午前縄ない、午後油剤
3月12日	野崎園の桃枯葉病予防
3月13日	肥料町より運搬、午後剪定作業
3月16日	肥料運搬
3月18日	町より木灰購入
3月19日	沢の桃虫落とし作業
3月20日	沢の桃虫落とし、予防
3月21日	柑橘の肥料試験、第一区大豆粕、過磷酸、第二区煉粕、第三区肥料、硫酸加里
3月24日	桃枯葉病、第二回試験及び木灰取寄せ
3月27日	過磷酸、煉粕など肥料調査
3月28日	柑橘、水肥
5月28日	梨へ追肥に灰を施す、薬を敷く
6月2日	薬を堆肥舎に上げ、梨の夏季剪定作業
6月3日	人糞をネーブルに施す、梨畑の草取り作業
6月5日	沢桃の夏季剪定作業
6月13日	第一区石油乳剤、第二区除虫菊、過磷酸石灰、第三区松晴介剤、第四区アルコールによる柑橘肥料試験
6月14日	梨桃苗へ水肥を施す
6月22日	梨苗へ薬を敷く
7月15日	梨の肥料試験の分へ人糞尿を施す、外の梨へも水肥を施す
7月18日	ネーブル予防、日焼病予防、時季試験の七月中旬試験と日照試験の実施
7月19日	梨の木灰を施す
7月29日	七月下旬の三区四区日焼病時季試験をなす、柑橘園草取り
7月30日	梨アマコ予防、葡萄、石鹸剤を施す
8月3日	ネーブル剪定作業
8月7日	日焼病薬剤試験、一区より五区まで予防、
8月16日	梨の風落を拾う
9月3日	日焼病薬剤試験、四区まで調製予防、松晴介剤9月上旬の分子防
9月13日	石灰硫黄介剤の果実に被害発見、以後予防停止
9月14日	柑橘園を打ち起す
9月19日	枯晴介剤を油製、予防、肥料試験の分へ予防
10月5日	柑橘の肥料試験へ施肥する、第一区木灰300、第二区木灰150、第三区肥料260、硫酸加里80匁
10月11日	己斐試験場から技手出張
11月20日	薬剤調査、試験区予防

明治44年、生口果樹栽培所「日誌」(能勢家文書)

技手（江原慶蔵）などが、一か月に一度一日から三日間程度滞在して巡回指導を行っている。

しかし、この生口果樹栽培研究所は、2年間で活動を中止し、生口果物組合へと事業は発展的に解消している。この生口果樹栽培研究所の精算残金である70円31銭4厘は、当研究所経費負担歩合に応じて、各村々に割り戻すこととし、備品であった鍬三挺・噴霧器一個、苗木などは生口果物組合へ譲渡したのである。

二、生口果物組合の設立

生口果樹栽培研究所の活動を引き継ぎながら、明治44年（1911）、新たに組織されたのが、生口果物組合であった。この生口果物組合とは、瀬戸田町を始め、高根島村、西生口村、南生口村、東生口村、名荷村、鷺浦村、北生口村の八か町村の果樹栽培者によって構成されていた¹⁰⁾。この組合は果樹栽培の改良、発達を意図し、果実の共同販売の実現を目指していた。具体的には、①果樹の栽培改良、繁殖による増収、②果樹の病虫害駆除の励行、③品質の選択、容器の改良、④販路の拡張と販売上の弊害の矯正、⑤試験地を設置し、栽培法、種類、肥料、貯蔵法、病虫害駆除予防の研究、⑥販売品協同運輸方法の執行、⑦果樹栽培研究会の開催、⑧優良な果樹栽培者の表彰、などを事業内容としていた。また、果物販売の利便性のため、市場に指定問屋を設置し、組合で集めた果物を販売することも事業とした。なお、組合の承認を前提とし、各果樹育成者個々が指定問屋以外へも随時販売することが認められている。

先に紹介した、生口果樹栽培研究所は、果樹栽培の育成に重点が置かれていた。それに対し、生口果物組合は、こうした育成普及事業に力を注ぎながらも、販路を確保・拡大することを業務としていた。生産活動を安心して従事させ、生口島（高根島）の柑橘業の普及発展を意図したのである。

10) 「生口果物組合定款」生口果物組合事務所「生口果物組合細則」、明治四十五年（能勢家文書）

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

表3 大正元年度における生口果物組合の収支予算表 (単位 円)

			予算	決算
収入	手数料		450	258.941
	補助金	県補助	50	25.000
		郡補助	200	100.000
		関係町村補助	200	12.000
	試験地収入		50	12.000
	弁償金		16	
	諸収入		20	56.810
合計		986	515.251	
支出	事業所費		511	252.710
		役員報酬	215	11.000
		書記給料		
		旅費	50	19.000
		雇人料	140	86.800
		備品費	20	9.830
		消耗品費	30	11.375
		通信運搬費	26	40.310
		雑費	30	74.395
	会議費		10	1.210
	事業費			
		果物販売費		
			雇人料	118
		商標紙代	28	14.575
		旅費		
		雑費	90	81.655
	試験費		347	99.917
		土地借入費	105	47.840
		肥料, 雇人料	166	35.842
		備品消耗品費	40	1.220
		雑費	20	6.745
	病虫害防除費		16	8.270
	予備費			
合計			986	450.067

明治45年「庶務往復書類」(生口果物組合, 能勢家文書)

生口果物組合の経費について<表3>を参照しよう。同表を参照すると、果物組合の財源は、商標紙を発行し、手数料を徴収することを基礎としていた。先の生口果樹栽培研究所の場合は、各農会によるお金を基礎金としたのに対し、販売手数料(商標紙代)を基礎としたところに特徴があるといえるだろう。原則として、1枚相当2銭を手数料として徴収していたが、

尾道、忠海へ輸出する場合や、地方へ販売する場合は1枚相当1銭（明治45年3月以降は8厘となっている）を徴収することとなっている。商標紙による収入以外は、県・郡・関係町村からの補助金が半分近くを占めていた。また、支出としては、事業費も大きな比重を占めており、販売費や試験費などにも相応の額が投入されている。

販売先の問題は次項で述べることとし、生口果物組合の活動について、その「日誌帳」の中から抄録した<表4>を参照してみよう。

同表を参照すると、8月31日までとなっているが、実際の活動は通年的に行われている。同表を参照しても、生口果物組合の活動は多岐に渡ることがわかるだろう。

1. 品質改良の取り組み

豊田郡、広島県などの技手が来村し、巡回したり講話が行われている。組合自体でも栽培視察が行われており、技術交流を見ることができ。また、和歌山で開催された柑橘大会や広島県下の品評会へも積極的に参加している。

銹壁虫防除薬試験や虎班病時期試験など諸試験も実施し、地元柑橘の品質改良に努めている。例えば、柑橘肥料について、第一区（鯀メ粕、木灰、過磷酸）、第二区（大豆粕、骨粉、木灰）、第三区（大豆粕、過磷酸、硫酸加里）、第四区（硫安、過磷酸、硫酸加里）として、肥料の調合法について調査したところ、以下の様な結果が見られている¹¹⁾。

<史料1>

右試験ノ結果ニヨリ左要項ヲ知悉スルヲ得

酸性肥料必スシモ柑橘ヲ害セス、寧ロ収量ハ多ク色沢品質モ良好ナリ

塩基性肥料必スシモ柑橘ニ害ナシ収量モ少シト云フヲ得ス

鯀メ粕必スシモ色沢品質ヲ上進セシムルト認ムル不能

11) 「柑橘肥料種類試験成績表」「生口果物組合 明治四十五年会議書類」（能勢家文書）

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立
 化学肥料ハ概シテ色沢ヲ良好ナラシムルカ如シ
 速動性肥料ト雖モ損耗流失スルトモ見ヘス，収入却テ増加ス
 第一区第三区平均収量ヨキハ結果数少ナキニ依ル

表4 生口果物組合の活動（抄録）（明治45年）

月 日	内 容
1月13日	広島県己斐試験場，高場技手来村
1月15日	広島県農会理事深瀬来村，商標送付の依頼
1月16日	理事会のため，豊田銀行支店に集合，栽培視察巡回
1月17日	和気，能勢，南生口から東生口を視察，名荷へ
1月18日	各問屋へ指定問屋の申し込みのため問屋28名へ通知
1月19日	豊田銀行瀬戸田支店へ行き，浮津へ面会。西生口村役場へ行き箱・駕籠取らしめる
1月23日	豊田郡農会技手来村，広島より商標来着
1月27日	栽培視察
2月1日	北生口村の栽培視察
2月2日	生口果樹栽培研究会開会，解散し生口果物組合と同一になる
2月5日	商標1万枚到着
2月12日	高根，生口，福田に行き，出荷案内等を渡す
2月19日	午後，下関白石商店より仕切書到着
2月25日	中野区会議「玉揃表」配付，夏橙出荷等を協議する
2月29日	垂水へ出荷控えを取りに行く
3月4日	夏蜜柑商標発送の件来着
3月6日	洋梨到着，東京三和より仕切書到着
3月7日	太田に肥料注文，梨の苗木を長谷川を雇い植える
3月19日	郡の勧業担当者来島，果物品評会に就く旨有，広島農事試験場より技手来る
3月21日	指定問屋，販売に関する協議，
3月27日	噴霧器到着，三和，喜多，外海など果物送付依頼の報有
3月30日	町に行き，袋の件打ち合わせ，東京へ集荷案内送付
4月1日	果物栽培講話の通知を各町村長へ発送
4月3日	本県農事試験場高場技手（8日間に渡り講話巡回）来島
4月9日	副組合長，野崎理事，7日午後の便で和歌山柑橘大会に参加
4月11日	敦賀外海から夏蜜柑不人気の連絡有
4月26日	出荷代価の件問い合わせ，結果，山和（三和）25銭間違い有，直ちに請求
5月5日	敦賀より仕切通知来る，出張所理事へ報告
5月18日	西吉（西村吉兵衛，東京）より夏橙大下落の報道あり
5月19日	夏蜜柑害虫病葉を集める，佐伯郡技手および有志者6人，果物視察のため来村，2時ごろ帰途，名古屋，姫路の各市場へ夏蜜柑問い合わせ
5月22日	古屋，姫路の各市場へ夏蜜柑問い合わせ
5月23日	敦賀へ出荷案内，外海へも仕切到着
6月18日	枇杷島佐藤へ出荷案内出す
6月25日	高場技手来村 剪定作業
7月2日	午後より出勤事務，松本氏尾道の問屋仲買となり，桃引き受け
7月3日	西生口，高根島村へ商標紙を配付
7月16日	銹壁虫防除薬試験
8月10日	虎斑病時期試験
8月31日	広島品評会出品

明治45年「日誌帳」参照 能勢家文書

速動性肥料ハ概シテ果皮厚キカ如シ

第一区ハ皮薄シ、第二区之レ次ク

大豆粕ハ概シテ果ヲ太フスルノ効アリ

速効性肥料ハ結果ヲ増加スルノ傾キアルモ、一個ノ大サハ余リ増サル
ルカ如シ

以上ハ一年ノ経験ナルモ更ニ試験ヲ重ネテ確報セン

右、報告候也

大正三年七月三日

生口果物組合長 香川逸雄

同史料を参照すると、従来の練粕よりも化学肥料や大豆粕の効能が指摘されている。その基準は、甘味、色合いだけでなく、果皮の厚さ薄さにまで至っている。日本の「みかん」における大きな特質は、甘さ、見た目だけでなく、手触り（皮の剥き工合）にもあった。すなわち、ナイフなどを利用せず、手で気軽にむいて食することができるという利便性がポイントとなるわけだが、こうした点は、この時期の品質改良のポイントとしてすでに取り上げられていたことがわかる。これらの実験が繰り返されつつ、品質改良が進められたのである。

また、実際の品質改良とは別に玉揃規定を設けている。〈史料 2〉を参照しよう¹²⁾。

〈史料 2〉

生口果物組合荷造及玉揃規定

一 販売果物ハ総テ優等 一等 二等 三等 ノ四種ニ選別シ各容器ニ

入レ商標紙ヲ貼付スルモノトス

二 商標紙ハ一定シタルモノヲ組合ヨリ交付ス

三 商標紙ニハ相当欄ニ住所園名（氏名）品目等級類数送先等ヲ記入ス

ヘシ

12) 「生口果物組合、明治四五年「果物販売ニ関スル書類」（能勢家文書）

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

四荷造ハ箱又ハ籠ヲ用ヒ完全ナルヲ要ス

五各市場へ出荷スルモノハ紙包トナスモノトス

六各等級ノ選別并ニ壺箱壺籠ノ類数貫数ハ左表ニ拠ルモノトス

種類	容量及等級							
	巴	黄	夏	西	子	萃	和	桃
且	金	橙	洋	子	果	梨	桃	杏
杏	橘	(だいだい)	梨	ー	(りんご)	(なし)	(も)	
			せいよ うなし	ブル 柑				
一箱ノ容量	全	拾貫入	三貫六百目入	四貫五百匁入	三貫目入	四貫入	四貫入	五貫五百目入
優等	全	九十個以内 百一十匁以上	四十五個以内 八十匁以上	八十個以内 五十六匁以上	六十個以内 五十匁以上	四十個以内 百匁以上	百個以内 一個四十匁以上	
一等	全	百拾個以内 九十一匁以上	六十五個以内 五十五匁以上	百個以内 四十五匁以上	八十個以内 三十七匁以上	六十個以内 六十七匁以上	百二十五個以内 一個三十二匁以上	
二等	全	百四十個以内 七十二匁以上	八十個以内 四十五匁以上	百二十五個以内 三十六匁以上	百個以内 三十匁以上	七十個以内 五十七匁以上	百五十五個以内 一個二十七匁以上	
三等	全	百四拾個以上 七十二匁マデ	八十個以上 四十五匁マデ	百二十五個以上 三十六匁マデ	百個以上 三十匁マデ	八十個以内 五十匁以上	百五十個以上 一個二十六匁迄	

一尾道 三原 忠海へ出荷容量ハ左ノ如シ

和梨 正味五貫五百目入 巴旦杏 正味六貫五百目入

ネーブル柑 正味五貫入 其他ハ随意タルベシ

一呉 広島へ 出荷容量ハ箱ニ充滿スル程度ニ入レ荷造スルコトヲ得
当組合員ハ右各項確ク相守リ候事

生口果物組合

同史料を参照しても、果物を品質別に集荷し、商標を貼付することや、園名、品目、荷造りのあり方、出荷容量などについても明記することが義務付けられ、均一な品質維持に努めている。同様に荷造りについても、包装や縄の縛り工合に至るまで注意されており、出荷には細心な注意が払われている。

こうした甘味だけでない、大きさや色合い、手触りなど様々な要素で品質改良、維持が図られたのである。

三、生口果物組合の販売の取り組み

販売については、指定問屋の決定を始めとして、出荷案内を発送したり、指定問屋を通じて各地の果物市況の情報を受けている。また、出荷については、瀬戸田港での船への積載だけでなく、糸崎の荷揚げ場にまで出向き、輸送の折衝を行っている。

こうした中、生口果物組合が結成され、新たに、かつ積極的に取り組まれた販売事業について述べていくことにしよう。生口果物組合が組織された翌年一月、各市場に対して、以下の様な内容で指定販売の希望を募っている¹³⁾。

<史料3>

拝啓嚴寒候、益々御繁栄の段奉賀候様は今般当組合区域及業務を拡張し各市場に指定問屋を置き、増々善良なる果実の需用に応じ度候間、

13) 生口果物組合、明治四五年「果物販売ニ関スル書類」(能勢家文書)

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立
貴店に於ても指定販売御希望に候得者、御申込相成度急得貴意度候、
敬具

明治四十五年一月十七日、広島県豊田郡、生口果物組合
この募集を受け、各所から指定問屋の申し込みがあったが、その一つ、
神田多町市場では、西村吉兵衛から申し込まれており、西村吉兵衛（西吉）
を指定問屋とすることが決められている。その際の条件が、以下の6項目
であった。〈史料4〉を参照しよう¹⁴⁾。

〈史料4〉

一当組合果物ヲ出荷シタルトキハ丁寧親接ニ取扱ヒ各品等ニ依リ精々直
段ノ上進ヲ謀リ成ヘク迅速ニ売捌ヲナス事

二売捌ヲ了シタルトキハ速ニ各栽培者毎ニ内決ヲナシタル仕切書ヲ当組
合ニ宛テ発送セラルル事

三代価ノ送金ハ売捌ヲナシタル当日ヨリ一週間以内ニ必ス送金セラルル
事

四当組合会計ハ左ノ二銀行ヲシテ取扱ヘシムルヲ以テ銀行為換ハ同行ニ
宛テ取組マシタキ事

広島県豊田郡瀬戸田町 株式会社 豊田銀行瀬戸田支店

同 株式会社 西備銀行瀬戸田支店

五当組合出荷ノ果実ハ相当取締ヲナス可キモ若シ組合規定ニ反シ不都合
ノモノ若クハ荷造不完全ナルモノアルトキハ遠慮ナク園名ヲ当組合ニ
御申越アランコトヲ希望ス

六組合便宜ノ為メ時々相場ノ通信ヲナシ其他注意ヲ要スル怠ヲ通報セラ
ルル事

以上

〈史料4〉を参照すると、商品に対する取扱を始めとして、主として取
引方法が決められている。また、商品の品質保持（組合規定）に反するも

14) 生口果物組合、明治四五年「果物販売ニ関スル書類」（能勢家文書）

表5 生口果物組合、指定問屋一覧

東京神田市場	田原和吉	下関唐戸町棧橋通	松本支店
東京神田多町市場	西村吉兵衛	下関神宮司町税関前	豊田商店
東京京橋市場	三周商店	下関唐戸町	岡田常太郎
横浜蓬萊町壺丁目	木村三之助	門司西堀川壺丁目	田中瀧蔵
大阪天満市場	北川清吉	門司新川橋角	白石甚太郎
神戸生田前	青木商店	備後三原西浜	中瀬
神戸弁天浜市場	農産商会	名古屋西柳町	小塚増蔵
香川県高松通町	新佐嘉吉	愛知県枇杷島町	佐藤九右衛門
香川県丸亀浜町	重元綾治	敦賀町蓬萊	外海晴三郎
尾道市魚市場	富島松太郎	大阪難波市場	法虎処
尾道市土堂町	田丸屋	京都高倉錦市場	Ⓢ
尾道市薬師堂町	高瀬喜一	兵庫運河市場	和
備後三原西浜	金谷庄助	姫路市場	天
伊予今治中浜町	高橋菊松	岡山中三軒町	藤原岩太郎
呉市長浜町	佐々木村蔵	門司	津田喜平
広島市天満町	吉野商会本店		

能勢家文書

のに対しては、厳しい対応を取るものとし、組合による出荷の商品性を高めると共に、相場の報告を義務付けている。

指定問屋については、明治45年2月21日の常任理事会において協議がなされ、決定している。具体的には<表5>の通りである。神田市場では田原和吉、神田多町市場では西村吉兵衛、京橋市場で三周商店などが指定問屋として決められた。2月21日の常任理事会では呉市長浜町の佐々木村蔵を指定問屋にするか否かで結局未定としているが、3月21日、呉市長浜町には長山兼太郎と堀口卯助の二名が指定問屋になっている。

その後も、各所の委託問屋からの出荷依頼が来ている。朝鮮では京城南大門通にある松原筆蔵商店は、委託問屋として北海道産リンゴ、タマネギ、備前特産の梨子、水密、桃、雲州蜜柑萩夏蜜柑などの直輸入を行うと共に、内外諸野菜直輸入販売や海産物果実青物卸專業などを行っていた。生口果物組合に対しても、大正4年(1915)6月、委託問屋として「極力売捌可申上ハ勿論、仕切報告并送金等ハ特ニ迅速ヲ旨ト」することで「初貨より

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

表6 1915年7月 生口果物組合における、洋梨ウラジオストック向井商店へ輸出状況

	販売高 (円)	口銭 (円)	運賃諸費 (円)	個数	手取金 (円)
五果園	14.702	1.472	2.600	8	10.632
仙果園	22.373	2.237	3.900	12	16.236
三静園	20.839	2.084	3.250	10	15.505
果友園	17.196	1.719	3.250	10	12.227
静桃園	16.812	1.681	2.925	9	12.206
清果園	31.323	3.132	5.200	16	22.991
天間岩蔵	17.515	1.751	3.250	10	12.514
倉本農果園	9.844	0.984	1.625	5	7.235
浮津巽園	10.995	1.099	1.950	6	7.946
乗定	30.300	3.030	5.200	16	22.070
松本堯松園	20.200	2.020	3.250	10	14.930

能勢家文書

一手に積入」れることを願い出ている¹⁵⁾。他にも、浦塩斯徳港にある向井鶴松商店など、様々な所から生口果物組合に出荷の勧誘の書翰が送られた。ちなみに、向井商店への洋梨輸出の状況は、<表6>の通りである。

なお、ウラジオストック（浦潮斯徳）への輸出は、大正4年7月、第一次世界大戦に伴う、ロシア通貨の下落に伴い、敦賀浦潮貨物輸送運賃は、当該時期の為替相場に応じて、支払うことになっている¹⁶⁾。

輸送手段としては鉄道を利用しており、東京だけでなく、敦賀（福井）、枇杷（愛知）、西条（広島）などにも送られた。一方、門司へは、糸崎港にあった糸崎共同運輸組合である内外汽船元扱所であった糸崎向荣舎が運んでいる。

また、明治45年（1912）、東京へ送られる場合、生口果物組合で出荷された商品は、糸崎駅にあった内国通運株式会社取引店であった湯川運送部において荷物を預かり、新橋で取り次ぎ、西村吉兵衛を始めとした各指定問屋へ送られていた¹⁷⁾。

15) 「松原筆蔵商店 生口果物組合宛書状」（能勢家文書）

16) 「大阪商船株式会社、露国義勇艦隊、浦潮航路華客各位宛書状」（能勢家文書）

17) 明治四五年「果物領収証綴」（能勢家文書）

大正2年(1913)には、生口果物組合は、糸崎町黒瀬房吉(山陽陸運商会)と、果物輸送に関する契約書を取交わしている¹⁸⁾。

<史料5>

契約書

豊田郡北生口村生口果物組合事務所ト御調郡糸崎町黒瀬房吉トノ間ニ於テ果物運送ニ関シ契約スル事左ノ如シ

- 一、生口果物組合事務所ヲ甲ト称シ黒瀬房吉ヲ乙ト称ス
 - 二、甲ハ組合産出ノ果物(汽車積運送ニ依ル)全部ヲ乙ニ託シ決シテ他ノ者ニ託サザル事
 - 三、甲ハ組合産出適宜ノ地ニ於テ和船積入糸崎港ニ廻航スル事
 - 四、乙ハ糸崎港着船ノ上ハ直チニ陸揚ゲ貨車積込ミヲナシ、早着ノ列車ニ連結發送ヲナシ、猶着船及発車時間ヲ都度甲ニ通知スル事
但シ延着(鉄道院事故発生ヲ除ク)等ノ場合ハ直チニ中途各駅ニ打電ナシ、早着ノ労ヲ取り不都合ナカラシムル事
 - 五、鉄道院ニ於テ事故発生ノ為メ延着シ、早着ノ労ヲ取り難キトキハ乙ハ直チニ甲ニ通知シ甲ノ指図ニ依リテ処分ナス事
 - 六、着駅及運賃金ハ別紙明細書ノ通り
 - 七、乙ハ糸崎港ニ於テ陸揚貨車押廻シ貨車積込仲仕手数料ハ貸切扱壺噸ニ付、参拾五銭噸扱及斤扱ノモノハ駕入壺個ニ付壺錢八厘、石油函入、壺個ニ付、壺錢参厘ニテ取扱ヲナス事
- 右契約ヲ証スル為メ本証式通ヲ作製シ各自壺通宛分有スルモノナリ

大正式年四月拾壹日

広島県御調郡糸崎町

黒瀬房吉 印

同史料を参照すると、生口島各所で集荷された柑橘類は糸崎港へ運ばれた。この糸崎では、黒瀬房吉(山陽陸運商会)が汽車積みを一手に引き受

18) 「請書綴」生口果物組合(能勢家文書)

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立
けていた。契約では、和船で運ばれたものは陸上げし、できるだけ、早い列車に積み込み発送することが取り決められている。また、発送が行われた際には、着船時間と発車時間の度に通知することを決めている。

<表7>は、各地の間屋との仕切書を示したものであるが、これにより各地の取引の様子がわかるだろう。基本的に手数料（口銭）は売上高の10%で各地ではほぼ統一されており、枇杷島の佐藤九右衛門商店だけは8%と安価であった。こうした中、各地の間屋での経費の違いは、運賃であったといえるだろう。京城、ウラジオストックなどは売上高の15%から25%が運賃として充てられており高い。それに対し、東京、横浜、敦賀、門司は6%から15%と比較的安価となっている。

四、蜜柑販売について

次に蜜柑販売について述べていくことにしよう。<表8>は、明治45年（1912）における生口果物組合が販売した量を示したものである。同表を参照すると、桃（主として天津桃）と柑橘（主として夏蜜柑）、梨（主として洋梨）、林檎など多種の果物を生産販売している。

これらの販売先について、<表9>を参照しよう。同表を参照すると、敦賀—ウラジオストック（浦汐斯徳）、阪神地方（神戸、大阪、姫路）、京浜地方（東京、横浜）、関門地方（門司市、下関市）が中心であった。中でも京浜地方への量は圧倒的に多い。ウラジオストックへは、大阪商船と露国義勇艦隊によって敦賀を経由して送られている。呉など地元へも送られているが少量で、枇杷島（愛知県）などへも送られている。枇杷島は、生口果物組合の果物出荷先としては異色であるといえるだろう。佐藤九右衛門商店に送られたわけだが、口銭が他所と比較して低額であり、生口果物組合においては、手取分が高いことが、積極的に出荷した理由と考えられる。

ちなみに各地に多種の果物が送られているが、敦賀—ウラジオストックには、洋梨が中心に送られているし、関門地方（門司市、下関市）へは天

表 7 販売仕切書

	各園分合計	松原筆蔵商店		向井商店		青浦商店		外海商店	
		円	割合	円	割合	円	割合	円	割合
売上高		371.750	100.000	212.103	100.000	52.200	100.000	202.850	100.000
手数料	口銭	37.170		21.210		5.220		20.285	
	運賃	94.720		29.610		8.400		23.97	
	布度税, 市税, 波止場税			3.017		0.680			
	置場料			1.431		0.400			
	馬車人夫賃			2.147		0.600			
	配達費								
	その他					0.350		4.65	
	合計	131.890	35.480	57.420	27.070	15.650	29.980	48.905	24.11
残金 (果物組合手取金)		239.860	64.520	154.680	72.930	36.550	70.020	153.945	75.890

運賃はその他含

生口果物組合宛て各「仕切書」参照 (能勢家文書)

表 8 生口果物組合出荷果実 (種類, 銘柄別) (1912年)

果実種類	銘柄	飛	大	中	小	合計
林檎, 桃	林子, 桃					19
林 檎	林檎	9	1			10
	林子					84
梨	紅魁林檎	12	35	2	3	62
	赤龍梨	30				30
	洋梨	287	434	148	34	1,319
	梨	23	29		8	60
枇 杷	枇杷					13
桃	満江					20
	天津	1,388	1,775	1,041	54	5,241
	桃	2	2			260
	土用	20	62	26		108
	上海	4	2			12
	土用, 水密	38	50	27		115
	土用桃	44	79	26		149
	柑 橘	朝日柑			1	6
	ネーブル柑	290	452	181	49	972
	夏蜜柑	347	649	475	55	1,536
	夏橙	72	171	100	15	419
	黄金橙	2	9	7		16

注 合計が合わないものは, 合計のみしか記載されていないものも含めてあるため
単位は個 「果物出荷帳」(能勢家文書) 参照

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

(1912年～15年)

青木商店		西村吉兵衛商店		三和商店		木村三之助		津田喜平		佐藤九右衛門	
東京		東京		東京		横浜市蓬萊町		門司市堀川町		愛知県西枇杷島町	
円	割合	円	割合	円	割合	円	割合	円	割合	円	割合
133.350	100.000	102.300	100.000	61.000	100.000	316.200	100.000	81.450	100.000	54.900	100.000
13.335		10.230		6.100		31.620		8.145		3.842	
9.640		6.920		8.820		41.630		7.200		7.620	
1.980											
24.955	18.710	17.150	16.760	14.920	24.460	73.250	23.166	15.345	18.840	11.462	20.878
108.395	81.290	85.150	83.240	46.080	75.540	242.950	76.834	66.105	81.160	43.438	79.122

津桃が中心に送られている。また京浜地方には最も多くの果物が送られているが、天津桃やネーブル柑などが送られている。その意味では、販売先は多岐に渡るものの、販売に主眼を置いている種類はおおよそ限定されていた。また、阪神地方には果物一般が送られているのだが、そんなに多くは送られていない。販売先は京浜地方を中心に送られたことがわかる。

出荷先別について示した<表10>を参照すると、各出荷先で特定の果物を出荷している。もちろん、古谷嘉四郎の仙果園では洋梨、夏蜜柑、天津桃などを出荷している様に、多種類生産しているところもある。

能勢禎一郎（果友園）では、夏蜜柑、天津桃を始めとして販売種目は多岐に渡っているが、果友園からの販売状況について<表11>を参照してみよう。

<表11>は、明治40年（1907）から昭和6年（1931）に至るまでの能勢果友園の販売先を示したものである。同表を参照すると、当初は尾道、三原など地元販売が中心であったが、その後、明治41年（1908）から大正11年（1922）にかけては関門地方が中心に販売されている。大正11年から昭和4年（1929）にかけては、東京市場が中心になっている。なお、大正13年から昭和元年には石川金沢の松本又吉商店に送られている。指定問屋への販売もなされているが、必ずしもそれに依存することなく、独自に販売先を模索していることがわかるのである。

表9 生口果物組合果実出荷主別一覽 (1912年)

荷受主	種目	品名	飛	大	中	小	合計
浦汐向井	梨	洋梨	43	46	11		100
浦汐相見米次	桃	上海	1				1
		上海, 水密	14	1			15
	梨	洋梨	206	290	75	16	714
横浜市木村三之助	柑橘	ネーブル柑	45	52	17	6	120
		黄金橙		1			1
		夏蜜柑	13	95	81	1	206
下関市松本	桃	天津	15	22	9	3	57
		土用, 水密		9			14
下関市神宮司町税関豊田青物商	柑橘	ネーブル柑			5		9
	桃	天津	23	48	48	9	195
		土用	2	6	5		13
		土用水密		4	5		9
下関市唐戸町岡田常次郎	柑橘	ネーブル柑	2	5	6	6	19
	桃	天津			11	4	80
下関市林松介	柑橘	ネーブル柑			6	1	23
丸亀市重元俊治	梨	梨	23	29		1	8
呉佐々木	枇杷	枇杷				8	60
神戸市生田前青木商店	柑橘	ネーブル柑		2	5		7
	桃	土用		8	9		17
		土用, 水密		20	5		25
		土用桃	8	4			12
	梨	洋梨	5	5	4	4	18
神戸市農産	桃	土用	12	22			34
		土用水密	17				17
		土用桃	4	1			5
	梨	洋梨	25	52	34	8	119
大阪市法虎	桃	天津	17	5			22
		土用	6	21			27
		土用, 水密	6	16	7		29
東京市三南	桃	天津	8		2		10
東京市三和	柑橘	ネーブル柑	92	120	50	8	270
		黄金橙	2	8	8		15
		夏蜜柑	7	31	63	7	108
		夏橙		3	59	12	79
		朝日柑			1	6	7
	桃	天津	114	188	83		385
	梨	赤龍梨	30				30
東京市西村吉兵衛	柑橘	ネーブル柑	50	126	53	14	243
		夏蜜柑	14	98	87	26	225
		夏橙	72	163	41	3	279
	桃	天津	219	240	132		771
東京市田原和吉	柑橘	ネーブル柑	101	139	44	5	289
		夏蜜柑		33	43	2	78
	桃	天津	609	748	407	3	20
敦賀外海	柑橘	夏蜜柑	111	193	146	13	463
	桃	上海					6
		天津	87	193	110	0	428
	梨	洋梨	8	41	24	6	20
	林檎	紅魁	12	7			368
		林子					19
							25
枇杷島町佐藤	柑橘	夏蜜柑	124	125	42		291
	桃	夏橙					40
		天津	18	48	32	2	100
姫路山大	柑橘	夏蜜柑	78	74	13		165
		夏橙					1
門司市新川橋角白石甚三郎	柑橘	ネーブル柑		2	5		7
	桃	上海	3	2			5
		天津	114	187	137	13	498
		土用		5	12		17
	林檎	桃	2	2			53
		紅魁		10	2	3	15
	林檎, 桃	林子, 桃	9	1			69
門司市津田	桃	天津	160	66	51	5	19
		土用水密	1		5		621
	枇杷	枇杷					6
	林檎	魁林檎		18			186
門司田中	桃	天津	4	19	26		9
							28
							95

注 合計が合わないものは、合計のみしか記載されていないものも含めてあるため
 単位は個「果物出荷帳」(能勢家文書) 参照

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

表10 生口果物組合出荷主別果樹 (1912年)

出荷主	種目	品名	飛	大	中	小	合計
安保福太郎	柑橘	夏蜜柑		3	8	4	15
井上義光	柑橘	黄金橙	1		2		3
	柑橘	朝日柑			1	6	7
井場安吉	桃	天津	17	12	8		59
永井英一	柑橘	夏蜜柑	7	11			18
永戸明恵	柑橘	夏蜜柑		6	5		11
	梨	洋梨					60
永田富次郎	柑橘	夏蜜柑	2	9	9		20
岡田重太郎	桃	天津	6	43	33		86
荻谷善之助	柑橘	黄金橙		1			1
	柑橘	夏蜜柑	3	2	4		19
	桃	天津		46	73		148
	梨	洋梨	4	8	4	2	18
下田宗次郎	柑橘	夏蜜柑	19	17	13	1	50
	梨	洋梨	3	7			10
笠井万太郎	柑橘	ネーブル柑	3	12	8	2	25
関本広三郎	桃	天津	2	4			6
関本広三郎	桃	天津	1	8			9
宮下久太郎	柑橘	夏蜜柑		2	1		3
宮武敏二	柑橘	夏蜜柑	8	54	1		63
宮本友太郎	柑橘	夏蜜柑	5	5			10
	桃	天津	5	6	1		12
弓場安吉	柑橘	夏蜜柑	1	3	6		10
求田富次郎	柑橘	夏蜜柑	13	36	11		50
共済商会	柑橘	ネーブル柑		7	12	1	20
	柑橘	夏蜜柑					
郷谷作兵衛	桃	天津	28	40	44		112
金沢助次郎	柑橘	夏橙	7	13			20
隅田長五郎	柑橘	ネーブル柑	2	4	2		8
隅田長五郎	桃	天津	1	11	19		30
	柑橘	夏蜜柑	1				1
古森喜助	柑橘	夏蜜柑	21	4	5		30
古谷嘉四郎, 繁太郎, 仙果園	柑橘	ネーブル柑			2		
	柑橘	黄金橙	28	21	20	1	70
	柑橘	夏蜜柑	13	45	11		69
	桃	天津	64	86	32	8	263
向井亀右衛門	柑橘	ネーブル柑		7	3		10
	柑橘	夏橙	4	6			10
向井道介	柑橘	ネーブル柑	5	10	5		20
	柑橘	夏蜜柑		2	8		10
向山甚吉	柑橘	ネーブル柑	2	5	1	6	14
	柑橘	夏橙					105
	桃	天津					313
向山辰三郎	桃	天津	40	9	9		58
向山朝日園	柑橘	ネーブル柑	8	12	6	4	30
向山朝日園	桃	天津					288
香川逸雄	桃	桃					7
	枇杷	枇杷					4
香川好右衛門	柑橘	ネーブル柑	10	10			20
	柑橘	夏蜜柑		5	5		10
高島大棟	柑橘	夏蜜柑	5	15			20
坂谷精果園	桃	天津					13
山下駒太郎	桃	天津	3		2		5
山崎時次郎	桃	天津	3	5	3		11
	柑橘	ネーブル柑	28	19	3		50
山本青果園, 山本豊左衛門	柑橘	夏蜜柑		3	7		10
	柑橘	夏橙	5				5
	梨	赤龍梨	30				30
	桃	天津	119	290	156		575
	枇杷	枇杷					9
寺西久松	桃	天津					17
寺川権太郎	桃	天津	8	7			15
鹿田卯之助	柑橘	夏蜜柑		2	5		7
柴田武一郎	柑橘	夏蜜柑	3	8	8	1	20
小河仁太郎	柑橘	ネーブル	5	6	4		15
	梨	洋梨	75	110	37	11	303

修道商学 第 44 卷 第 2 号

松岡熊三郎	梨	洋梨	6	6	6	1	19
松岡熊之助	柑橘	ネーブル柑		6	2		8
	柑橘	夏蜜柑	2	5	3		10
松本清次郎	柑橘	ネーブル柑	30	37	13		80
	林檎	ホエル					30
		紅魁		9			9
	桃	上海	3	2			5
	桃	天津	42	118	46	1	207
	桃	土用	18	56	21		95
	桃	土用水密	24	49	27		100
	桃	土用桃	44	79	26		149
	桃	桃	2	2			21
	梨	洋梨		17	13	2	56
松本多六	柑橘	ネーブル柑	9	11			20
松本徳太郎	柑橘	ネーブル柑	9	1			10
	柑橘	夏蜜柑		34	13		47
	林檎	魁林檎		15			15
	桃	天津	79	59			138
	桃	桃					14
	林檎	林檎べにさき		3			3
	林檎	林子					22
	林檎, 桃	林子, 桃					5
松本百花園	林檎	魁林檎					10
	桃	天津	23				41
	林檎	林檎	9	1			47
松本堯果園	林檎	紅魁	7	3			10
	桃	天津	30	141	64		235
	桃	土用	2	6	5		13
	梨	洋梨	14	17	11	6	48
乗定徳一郎	梨	洋梨	6	5	4		15
新海甚三郎	桃	天津	7		8		15
新谷兼太郎	桃	天津	67	12	4		83
森岡広果園	桃	天津	68	24			92
森岡万吉	柑橘	夏橙		1	2		3
	桃	天津	32	8			40
森岡里太郎	柑橘	夏橙		2	1		3
	桃	天津	3	3			6
杉原岩助	桃	天津	18	6	3		27
西田八三郎	柑橘	ネーブル柑	1	5			6
石森喜助	柑橘	ネーブル柑	9	23	22		54
	柑橘	夏蜜柑	6	1			7
	桃	天津	1	4	3		8
石森寅次	柑橘	ネーブル柑	26	62	1		89
川口青桃園	桃	天津	29	13	3		45
川口太郎吉	柑橘	ネーブル柑	3	2			5
	柑橘	夏蜜柑	26	4			30
	桃	天津	77	36	1		114
川崎重太郎	柑橘	ネーブル柑	8	5			13
	柑橘	夏蜜柑		3	7		10
	桃	天津					10
	桃	桃					14
川本喜三郎	桃	天津	4	6			10
川本生果園	桃	天津	3	8	6		17
前田ライト園	桃	天津	22	64	10		96
前田徳一郎	柑橘	夏蜜柑	18	33	9		60
		上海	1				1
		上海, 水密	14	1			15
	桃	天津	10	36	4		50
	梨	洋梨	2	24	11		57
倉本農果園	桃	天津	8	13			21
倉本利一郎	柑橘	夏蜜柑	9	11			20
	桃	天津	3	16	2		21
	梨	洋梨	18	6			33
大久保快善	柑橘	ネーブル柑	9	16	9	4	38
	柑橘	夏蜜柑		3	18	12	33
	柑橘	夏橙	7	25	8		40
大久保尚果園	柑橘	夏蜜柑		3	12		15
大谷喜四郎	桃	天津		7			31
大谷種市	桃	天津	2	3			5
大谷万果園	桃	天津		18	5		39

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

池田真之	桃	天津						24
竹井新一	柑橘	ネーブル柑	1	11	5	3		20
竹井万太郎	柑橘	ネーブル柑	22	42	26	15		105
	柑橘	夏蜜柑	1	15		4		20
	桃	天津						15
竹下福一	柑橘	夏蜜柑	7	4				11
	柑橘	夏橙	7	3				10
中田豊三郎	柑橘	ネーブル柑	21	17	4			42
天野岩蔵	梨	洋梨	9	6	1			19
田中喜三郎	桃	天津	6	20	9			35
田中貞六	柑橘	夏蜜柑	5	8	2			15
	桃	天津						32
田平喜三郎	桃	天津	13	28	16			65
渡辺秀太郎	柑橘	ネーブル柑	5	4				9
	桃	天津	5	45	29			93
渡辺徳松	桃	天津	4	18	7			40
藤沢源六	柑橘	夏蜜柑			8			8
藤田岩果園	桃	天津	7	13				20
日下宇六	柑橘	ネーブル柑	10	13	2			25
	柑橘	夏蜜柑		2	6	2		10
	桃	天津	32	20	7			59
能勢禎一郎、果友園	柑橘	ネーブル柑	7	27	19	1		54
	柑橘	黄金橙		6	1			7
	柑橘	夏蜜柑	26	62	51	15		154
	柑橘	夏橙	9	16	6	1		32
	林檎	紅魁	5	5	2	3		15
	桃	天津	43	86	71	5		213
	桃	桃						18
	桃	満江						20
	梨	洋梨	10	14	1	1		41
	林檎	林子						25
	林檎, 桃	林子, 桃						14
馬久地孫作芳果園	桃	天津	363	47	66			476
	桃	桃						186
板谷精果園	桃	天津		15				62
板谷初之助	桃	天津						29
浜本関松	柑橘	ネーブル柑		6	1	1		8
	梨	梨	23	29		8		60
浮津悦一、選果園	柑橘	ネーブル柑	5	5	2			12
	柑橘	黄金橙			1			1
	柑橘	夏蜜柑	7	40	38			85
	桃	天津	25	52	41	15		131
	梨	洋梨	1	1				2
北生口村	柑橘	ネーブル柑		11	15	9		35
本田賢一	柑橘	夏蜜柑	33	36	11			78
万所哲之助	柑橘	ネーブル柑	2	5	1			8
野崎五果園、野崎富太郎、兵作	柑橘	ネーブル柑	11	18				29
	柑橘	黄金橙	1	2	1			4
	柑橘	夏蜜柑	55	123	138	8		324
	柑橘	夏橙	9	23	65	12		109
	桃	上海						6
	桃	天津	32	107	127			267
	梨	洋梨	73	101	20	2		326
友成信太郎	柑橘	夏橙			4			4
立道作次郎	桃	天津	7	23	2			48
和気雅良	柑橘	ネーブル柑	4	4	2			10
	柑橘	夏蜜柑	71	56	12	1		140
	柑橘	夏橙	12	16	6	2		37
	桃	天津	13	26	21	5		65
	梨	洋梨	2	26	8	1		37
和気国松	柑橘	ネーブル柑	1	6	9	4		20
	柑橘	夏蜜柑	4	26	31	5		68
	柑橘	夏橙	12	21	8			41
和気松太郎	柑橘	夏蜜柑		8	2			10
檜山詔一郎	柑橘	夏蜜柑		2	2			4

注 合計が合わないものは、合計のみしか記載されていないものも含めてあるため
単位は個「果物出荷帳」(能勢家文書)参照

表11 能勢果友園

指定問屋	地名1	地名2	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治45年	大正2年	大正3年
○	広島	青物市場							
○	尾道	山幸商店						13.19	
○		中浜薬師堂	247.61	160.33 156.36	40.77	65.95 31.81 34.48	19.47	118.55	145.94
○	三原		18.86 29.28	19.47	26.47 40.61	17.66	31.66	28.90	
	福山市	北浜		35.86	1.07	114,062.00			
		下魚屋町		5.94		1.77			
	因島								
○	呉市	長浜 長浜 和庄			15.00			12.12	
	竹原						9.21		
	高瀬店		6.70	4.50	2.10				
	岡山市				36.91		44.42	196.97	97.23
	備前	廣小路	8.94	5.78	8.35			26.91	
○	門司市	新川橋南 西堀川町 西堀川町 西堀川町 内堀川町1丁目 桜町	50.59	101.16 12.30	37.68 31.73	167.32 40.22	189.24 88.90	82.00 178.92	50.66 38.68
○	馬関	神宮内町税関前 唐戸町	22.26	82.12	19.29	54.68 40.58	16.17 97.33	118.05	31.78
	愛媛県	三津が浜							
	福岡県	嘉穂町餘田炭坑 福岡市外千代村旧門前 博多市祇園町 小倉市西海岸	51.05	11.34 20.24 61.07	5.75 39.22 22.34 4.44	93.61			
○	敦賀				6.73	57.89	144.32	55.84	22.03
	東京		122.52						
○		多町2丁目 連雀町 神田市佐柄木町 神田市場 神田市場 京橋 京橋 駒込				12.01	71.62 71.86	25.49 77.42	61.93
○	横濱	蓬萊町一丁目				24.06		51.37	
	浦潮斯徳						19.54		
○	大阪市	難波市場					20.09	38.53	26.99
	姫路市	威徳寺町 山陽駅前 山陽駅前		20.40					
				21.87					54.00
○	明石港				10.26	16.38			
	神戸市	弁天浜 弁天浜 海岸通 古湊通 生田前	16.64 13.09	7.72 2.15	1.11	12.95	10.20	90.63	5.10
	京都	高倉錦市場	6.42						
○	愛知県	枇杷島 名古屋市西柳町	23.23				60.01	22.97	
	滋賀県	彦根川原町	16.45						
	石川県	金沢							
	茨城県	水戸市役所前 水戸市役所前							
	長崎県	佐世保市栄町 佐世保市		25.40 70.41	46.16 3.98				
	宮崎県	高鍋町 高鍋町			4.60				
	小売		2.92						
	庭売			114.27	46.60	1.35			
		問屋永戸明恵 問屋大隅半一、買主山亀 問屋大隅半一、佐太郎 問屋大隅半一、買主三原松浦 問屋鎌田買手蒲刈 問屋林土屋寅太郎 撰果出荷 ○北扱				21.70	119.55	61.17	86.19

各年における「果物台帳」(能勢家文書) 参照

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

における販売先

大正4年	大正5年	大正6年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年	大正14年	昭和元年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
60.00	8.51	70.80									6.04		
50.31	315.59	31.57											
	99.98	150.46		31.21									
		61.99											
50.32		10.40		100.76							6.38		
								45.52					
34.20	24.20	131.52	122.25	212.53	104.34								
30.32	21.90	74.85	345.45	209.75		1,183.18	1,120.35	92.40					
17.90		340.66		283.76			416.71						
23.70							155.63						
15.24													
56.07													
24.08						314.07		117.91	52.40	173.00			
7.60						224.61		231.50	747.26		81.95		
						620.85			151.15	471.24	35.83		
									454.24		347.67		
										383.60	44.19		
											29.76		
			123.00										
	31.50												
3.13	13.52	39.59	590.70	26.76									
		185.78	61.55										
23.94													
								789.74	187.80	426.66	6.50		
									57.93	547.05	11.70		
								73.20					
3.30		200.00	27.76	539.21	738.65	644.35	1,448.49	226.58	385.96	143.78			155.62
		208.24	634.60										
									27.62		65.65		
									96.95		545.71		303.86
											1,040.66		

能勢家に限らず基本的に各果樹園は、果物組合が指定問屋としている販売先へ販売する場合と、任意で指定問屋以外の問屋へ販売することが認められていた。任意で問屋へ販売する場合、条件として指定問屋のある場所への出荷、販売は原則として認められていない。また、指定問屋が破産した場合は果物組合が負担することとしたのに対し、任意で各果樹園が指定問屋以外に販売したときには損害に対する対応はしないこととなっている。

おわりに

以上、「近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立」と題して、果物組合についての性格について、明らかにしてきた。最後にまとめておきたい。生口島を中心に組織された生口果物組合は、果物生産の品質改良と、共同出荷を意図して行われた。最後にこの二つの点から明らかにしたことについて、まとめておくことにしよう。

生口果物組合における品質改良は、その前身である生口果物栽培研究所の時から取り組まれていた。島内外の視察を始めとして、郡県の農事試験場から招いた技手による指導、さらには果樹栽培講話会の開催による啓蒙活動など、その活動は、多岐に渡っている。もちろん、独自の調査、実験も行われており、剪定作業や害虫への対応策も行われている。とりわけ、肥料の調合法については熱心であり、大豆粕、過燐酸、鯨粕などの多種の肥料による試行錯誤が繰り返されている。こうした品種改良において重視されたのは、甘味だけでなく、色合いや手触り（剥き具合）などにも渡っており、現在の蜜柑産地としての品質の要素の原型は、この時期からすでになされていたといえるのである。

一方、明治44年（1911）、生口果物組合が組織されてから、新たな、そして積極的な事業として取り組みがなされたのが、販売業務であった。生口果物組合の収入源は、基本的に販売された段階での商標紙による手数料であるように、販売量によって収入が決まっていた。その意味でも、販売先の拡大と、そのための情報獲得は重要な意味をなしたのである。生口果物

落合：近代瀬戸内島嶼部における果樹産業の展開と果物組合の成立

組合は、東京、大阪、広島、敦賀、下関を始めとして各所に指定問屋を設置している。指定問屋は、販売を担うだけでなく、市況を情報として連絡する役割を果たしており、この指定問屋への出荷を通じて、安定した販売確保を目指したのである。また、販売に伴う輸送の手段についても、糸崎の運送会社とも提携することで、迅速な輸送確保がなされたのである。ただ、こうした生口果物組合による共同出荷という点では必ずしも十分になされたとは言い難かった。〈史料6〉を参照しよう¹⁹⁾。

〈史料6〉

生口果物組合

覚

一大正三年ハ天津輸送東京送りテ永戸扱

一大正四年度事業ハ天津桃ハ共同ニテ東京ニ輸出シタリ七月十日、十一日、十三日ノ三回トス、運送船ハ岡本援助舟ニ回二円二十銭計六円六十銭ナリキ、出荷扱ハ隅田静太郎ナリトス、代金又洋梨ハ共同輸送夫レ配付ス青木分残金アリノ儀起リ、和気雅良担当シタリシガ不便多シトテ各自ニ輸送スルコトトナリ、七月三十日輸送一回丈ケニテ中止ス代金ハ大抵直接ニ出荷人ニ商店ヨリ組合当ニテ送り来リシ故、夫レ夫レ配付シタリ、又洋梨浦汐行分改正セラレ、当村和気宗七受負製出シタリ、直世話ハ隅田静太郎ニテ一切ヲ処理ス、レツテルモ又改正シ同人扱ニテ処理シタリ

大正五年ハ天津ハ東京送り共同送りヲナサズ、西洋梨ハマニラ方面行テ下田扱ニテナス

大正六年ハ天津共同送りテナサズ洋梨もナサズ

史料を参照してもわかるように、共同出荷は必ずしも貫徹されていたわけではなかった。商標による手数料の支払いや、指定問屋に出荷したとしても、必ずしも仕切がなされるとは限らないことなどが理由として考えら

19) 「生口果物組合」(能勢家文書)

れる。実際、能勢果友園などを参照しても、販売先は指定問屋に限られておらず、自身で新たな販売先を見つけて、出荷している。

以上の様に、生口果物組合結成当初は、共同購入共同販売の組合の理想とは離れたものであったといえるだろう。しかし、現在の蜜柑の原型となるような肥料調合の実験など、品質改良の努力はなされている。さらに、共同販売自体は必ずしも十分ではないものの、指定問屋などを選定することで、共同販売への素地を築くようになっていくのである。

小論は、2002年度広島修道大学総合研究所調査研究「瀬戸内島嶼部における地域経済と諸産業」の研究成果の一部である。